

官用自動車点検等業務仕様書

1 対象物品

別紙、車両及び予定点検項目一覧表（以下「一覧表」という。）に定める自動車を対象に点検等を行うものである。

自動車の継続検査、定期点検及び定期点検以外の整備（消耗部品の交換、調整等のことをいう。）については、一覧表に予定数量を提示するが、受注者は点検を実施した結果、予定点検項目の整備が必要でないと判断される場合及び予定点検項目以外の整備が必要であると判断した場合は、契約担当官等又はその補助者（以下「契約担当職員」という。）に連絡の上、指示を受けるものとする。

なお、上記の予定点検項目以外の整備（部品交換含む。）が必要である場合は、別途協議の上、契約を締結するものとする。

2 業務内容

(1) 受注者は、一覧表に定める車両配置場所庁舎ごとに契約担当職員と協議の上、車両ごとの業務履行計画を策定する。

(2) 受注者は、前項の計画及び契約担当職員の発行する発注書（以下「発注書」という。）に基づき、一覧表に定める車両配置場所庁舎より車両を引き取り、発注書に定める点検、検査等を実施の上、車両配置場所庁舎に返還するものとする。

ただし、契約担当職員及び受注者が合意の上で、契約担当職員が受注者の自動車分解整備事業場に車両を持込む場合には、当該事業場において返還してよいものとする。

(3) 発注書及び単価表における件名の内容は次のとおりとする。

ア 小型貨物自動車における 12 か月点検とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 48 条に基づく自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号。以下「点検基準」という。）第 2 条第 3 号において規定する別表第 5（以下「別表第 5」という。）において、12 か月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

なお、12 か月点検一式単価には、ブレーキの分解・清掃作業、作業に使用するブレーキ洗浄剤、ブレーキグリス代金、ブレーキオイル交換作業及びブレーキオイル代金を含むものとする。

イ 小型貨物自動車における 6 か月点検とは、別表第 5 において、6 か月ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

ウ 普通乗用自動車、小型乗用自動車及び軽自動車における 2 年点検とは、点検基準第 2 条第 5 号において規定する別表第 6（以下「別表第 6」という。）において、2 年ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

なお、2 年点検一式単価には、ブレーキの分解・清掃作業、作業に使用するブレーキ洗浄剤代金、ブレーキグリス代金、ブレーキオイル交換作業

及びブレーキオイル代金を含むものとする。

エ 普通乗用自動車、小型乗用自動車及び軽自動車における1年点検とは、別表第6において、1年ごとに点検を行うこととされている全ての項目の点検をいう。

オ 保安確認検査とは、法第62条に定める継続検査のうち、法第3章に規定する保安基準に適合するか否かについて、法第74条の2に定める独立行政法人自動車技術総合機構及び法第74条の3に定める軽自動車検査協会において審査を受けること、又は法第94条の2に規定する指定自動車整備事業者における点検並びに自動車検査員の証明を得ることをいう。

カ 継続検査代行とは、自動車検査証の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な継続検査申請書は受注者が自己の負担において用意するものとする。

キ ATF（オートマチックトランスミッションフルード）交換には、オートマチックトランスミッションフルード代金を含むものとする。

ク CVTF（無段階変速機専用のミッションフルード）交換には、無段階変速機専用のミッションフルード代金を含むものとする。

ケ 各種部品（油類含む。）交換作業料金には、特に定めの無い限り、使用済み部品（油類含む。）の処分費用を含むものとする。

コ 発炎筒交換時は、6ヶ月以内に製造されたものを取り付けることとする。

サ タイヤ装着については、装着したタイヤの空気圧調整及びバランス調整を含むものとする。

シ 車庫証明代行とは、自動車の保管場所標章の交付に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な諸用紙及び諸経費を含むものとする。

ス 車検証名称・住所変更代行とは、自動車車検証の使用者名称変更及び使用の本拠の位置の変更に係る事務手続の代行料金をいい、申請に必要な諸用紙及び諸経費を含むものとする。

セ ETCセットアップとは、ETC車載器のセットアップ作業に係る料金をいい、車載器セットアップ申込書作成の他、車載器のセットアップ作業に必要な諸経費を含むものとする。

ソ その他

部品のうち、エンジンオイルについては、SM品質（API規格）のものとする。

部品のうち、ワイパークリーナー、スノープレード、バッテリー、ブレーキランプ球及びエアコンフィルターについては、汎用品も可とするが、純正品と同等の規格と品質を有しているものとする。

3 環境負荷低減に向けた取組

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第

100号)

イ 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努めること。

イ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものとの調達に努めること。

ウ プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。

エ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

4 その他

受注者は、車両の返還に当たっては、契約担当職員に点検結果を説明するとともに、交換部品があった場合は、取り外した使用済み部品を提示する等、業務が確実に完了したことを明らかにすること。

また、その際は、整備した全ての内容を明瞭に記載した点検整備記録簿を提出すること。

なお、整備内容が多項目にわたり、点検整備記録簿への明記が困難である等の場合は、整備した内容を全て記載した書面を併せて提出すること。

組織改正に伴い、一覧表に定める車両配置場所間の移動、車両配置場所の庁舎名の変更及び移転があった場合でも、契約は継承する。

令和8年度 車両及び予定点検項目一覧表

東北農政局秋田県内庁舎一覧表(検査場所)

番号	名 称	住 所	電話番号	契約者	台数
1	東北農政局 秋田県拠点	〒010-0951 秋田市山王7-1-5	018-862-5611	東北農政局長	9
2	東北農政局 西奥羽土地改良調査管理事務所	〒010-0951 秋田市山王7-1-3 (秋田合同庁舎5階)	018-823-7801	東北農政局西奥羽土地改良調査 管理事務所長	5
3	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所	〒013-0051 横手市大屋新町字大平99-39	0182-35-7781	東北農政局平鹿 平野農業水利事 業所長	6
4	東北農政局 平鹿平野農業水利事業所 成瀬皆瀬農業水利事業建設所	〒013-0105 横手市平鹿町浅舞字蔣沼315-1	0182-23-5242		2
5	東北農政局 旭川農業水利事業所	〒013-0018 横手市本町2-9 (横手法務合同庁舎)	0182-35-5401	東北農政局旭川 農業水利事業所 長	4
6	東北農政局 八郎潟農業水利事業所	〒010-0442 秋田県南秋田郡大潟村東1-1 (旧秋田県農業研修センター2階)	0185-47-7667	東北農政局八郎 潟農業水利事業 所長	3
				計	29